

非営利団体 医業経営研鑽会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、非営利団体 医業経営研鑽会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都新宿区新宿1丁目12番地9KSビルNo. 1三階に置く。

(目的)

第3条 本会は、病医院及び介護施設等（以下、医療機関という）に対する医業経営コンサルタントを本業として行う者の資質の向上を図り、正しい情報をもとにした知識を深め、その知識を実務で活かせるための見識を備える研鑽を重ねることで、自他ともにプロフェッショナルの医業経営コンサルタントであると認められる者になることを支援し、また会員が相互に協働することによってより多くの医療機関が良質な医業経営コンサルティングを受けられることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- ① 事例研究会・特別部会（正会員による医業経営コンサルタントの事例研究、情報交換等を行う）
- ② 教育研修会（会員に対する教育研修を行う）
- ③ 会員に対する情報提供のための機関誌等の発刊
- ④ 会員相互の協働による医業経営コンサルティングの質の向上の支援
- ⑤ その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

- ① 正会員
イ 本会の目的及び設立趣旨に賛同し、本会の運営に参画し、発展に寄与する意思のある者。
ロ 正会員は、総会に出席し議決権を行使できる。
ハ 正会員は、事例研究会、特別部会及び教育研修会を主催する。
- ② 準会員
イ 本会の目的及び設立趣旨に賛同し、本会の活動に参加する意思のある者。
ロ 準会員は、総会に参加できない。
ハ 準会員は、教育研修会に参加できる。（事例研究会は傍聴のみ可能）

- 2 正会員及び準会員は原則として個人とし、法人が会員となる場合でも本会に参加する者を特定し、その参加する者一人一人を個人会員とみなす。
- 3 正会員は、自ら企画したテーマで教育研修会及び特別部会の講師を務めることができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、本会が定める入会申込書を、事務局に提出しなければならない。

(月会費)

第7条 本会の会費は下記の通りとする。

- ① 正会員 月会費10,000円とする。
 - ② 準会員 月会費なしとする。
- 2 月会費は、入会日の属する月から、資格喪失した日の属する月まで納めるものとし、原則として本会が指定する口座振替システムを利用する。

(登録料・参加費)

第8条 準会員は入会時に登録料として10,000円を支払うものとする。登録料は退会しても返還されない。

- 2 準会員は教育研修会に参加のつど3,000円の参加費を支払う。参加費の支払いがない場合は、教育研修会への参加及び事例研究会の傍聴はできない。

(会員資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき
- ② 死亡、又は会員である法人が消滅したとき
- ③ 月会費を3ヶ月以上滞納したとき
- ④ 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、任意様式の退会届を事務局に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席者の3分の2以上の同意があれば、除名することができる。

- ① 本会の会則に違反したとき
- ② 本会の目的に沿わない医業経営コンサルティングを行ったり、常識外と思われる報酬を医療機関に請求する等の利己主義的な行動をとったと認められるとき
- ③ 本会の名誉を毀損したとき

第3章 役員

(種類)

第12条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 理事 3名

(選任方法)

第13条 役員は、正会員の中から選任する。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長を補佐し、本会の業務を分掌する。

(任期)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の同意があれば、その役員を解任することができる。

- ① 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- ② 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(報酬等)

第17条 役員の報酬等は、総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。
- 4 教育研修会等の講師を務めた正会員には講演料として一回につき50,000円（源泉所得税差引前）を支給する。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、会長、副会長、及び理事をもって組織する。

- 2 常任理事会は、次の事項について審議議決する。
 - ① 総会に提出する議案
 - ② 特別部会及び教育研修会の運営に関する事項
 - ③ 認定アドバイザーの承認、認定抹消、及び報酬の決定
 - ④ その他本会の業務執行上必要とする事項

(常任理事会の運営)

第19条 常任理事会は、会長が招集し、その構成員の2分の1以上出席しなければ、会議を開くことができない。

2 常任理事会の議長は、会長又は会長の指名する者とする。

3 常任理事会の議事は、出席者の過半数の同意により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 会則の変更
- ② 事業報告及び収支決算
- ③ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ④ 会費の額
- ⑤ 事務局の組織及び運営
- ⑥ その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 定時総会は毎会計年度末日の翌日から3ヶ月以内で開催する。

2 臨時総会は、会長及び副会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 総会を開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長とする。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、本会則に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席

したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員の現在数
 - ③ 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
 - ④ 審議事項及び議決事項
 - ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長である会長が署名押印しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄附金品
- ③ 財産から生じる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

(財産の管理)

第31条 本会の財産は、会長が管理する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、事務局が作成した事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産明細を、会長の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第6章 事務局

(設置)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、正会員が所属する事務所又は法人に委託するものとし、原則として

専任の事務局員を指定するものとする。

3 事務局の委託先は総会において決定する。

4 事務局には、その職務を執行するために必要な委託費を支払うものとし、委託費の金額は総会において決定する。

(書類及び帳簿の備置き)

第36条 事務局には、常に次に定める書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- ① 会則
- ② 会員名簿
- ③ 総会の議事録
- ④ 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑤ 財産及び負債の状況を示す書類
- ⑥ その他必要な書類及び帳簿

第7章 認定アドバイザー

(設置)

第37条 本会に、医業経営に関する分野の専門的知識や豊富な実績があり、その分野における指導助言者と認められる者（以下「認定アドバイザー」という。）を数名置くことができる。

(認定)

第38条 認定アドバイザーは、常任理事会の承認を経て、会長が認定する。

(資格)

第39条 認定アドバイザーは正会員でなければならない。

(職務)

第40条 認定アドバイザーは、本会の正会員又は正会員の関与先や相談者等の相談に応じて専門的な助言を行い、正会員の関与先拡大や関与先への医業経営コンサルティングの質の向上を支援する。

(呼称)

第41条 認定アドバイザーに認定された者は、自らが呼称したい名称があるときは、本会にその名称の使用許可を申し出ることができ、常任理事会で使用許可された場合にはその名称を呼称できる。

(任期)

第42条 認定アドバイザーの任期は特に定めないが、次の各号の一に該当する場合には認定を抹消する。

- ① 本会の正会員でなくなったとき
- ② 長期間（概ね半年以上）事例研究会又は特別部会に参加しないとき
- ③ 正当な理由がないのに正会員からの相談を断り続けたとき
- ④ 指導助言者として適格性を欠くと常任理事会で議決されたとき

(報酬)

第43条 認定アドバイザーに認定された者には、相談頻度に応じて報酬を支給する。ただし、月額60,000円を限度とする。

2 上記報酬の詳細は常任理事会で決定する。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第44条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意があれば、変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

①総会の決議

②正会員の欠亡

2 総会の決議により解散する場合は、総会において出席者の4分の3以上の同意を要する。

附 則

- 1 本会則は、平成22年5月1日より施行する。
- 2 本会則は、平成22年10月1日より一部改定施行する。
- 3 本会則は、平成23年4月30日より一部改定施行する。
- 4 本会則は、平成24年7月1日より一部改定施行する。
- 5 本会則は、平成25年7月1日より一部改定施行する。
- 6 本会則は、平成26年7月5日より一部改定施行する。
- 7 本会則は、平成28年7月1日より一部改定施行する。
- 8 本会則は、平成29年7月3日より一部改定施行する。
- 9 本会則は、平成30年7月1日より一部改定施行する。
- 10 本会最初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、平成27年4月30日に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。